

「表紙 共 11 枚」

令和2年6月

定例総会議事録

日田市農業委員会

1 日 時 令和2年7月9日(木曜日) 午後1時30分

2 場 所 日田市役所7階 大会議室

3 出席委員

1番 小山一善	12番 梶 伸廣
2番 石井照久	13番 江藤義幸
3番 栗秋喜一	14番 川津清則
4番 中島浩司	15番 中山敦子
5番 湯浅正徳	16番 森 克男
6番 河津裕治	17番 飯田 隆
7番 左原三枝子	18番 塩井明美
8番 武内建則	19番 財津満寿光
9番 伊藤明美	
11番 松原忠雄	

4 出席事務局職員

局長 渡邊城二 係総括 椋本富夫 主査 田中さおり 主査 兵頭康之 主事 太郎良悠希 主事 太田千誉

6 月 定 例 総 会 議 事 日 程

- 1 開会および総会成立宣言
- 2 会長あいさつ
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 議案訂正
- 5 議案審議
 - 第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件
 - 第2号 農地法第4条の規定による許可申請の件
 - 第3号 農地法第5条の規定による許可申請の件
 - 第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件
 - 第5号 日田市農業振興地域整備計画の変更について
 - 第6号 現況証明書（非農地証明書）の発行について
- 6 報告
 - 第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件
 - 第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について
 - 第3号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について
 - 第4号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件
- 7 その他
 - (1) 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」
「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」
 - (2) 5月戸別訪問集計について
 - (3) 7月現地調査
日 時 7月29日（水） 午前9時
※調査委員のみ

(4) 7月定例総会
日 時 8月7日(金) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(5) 行事日程

7月16日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)

7月17日(金) 農業振興地域整備促進協議会(会長・中山委員)

(6) その他

・「6月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

事務局長
(渡邊城二)

それでは定刻となりましたので、ただいまより定例総会を開会いたします。農地利用最適化推進委員の皆様は4月、5月、6月とコロナウイルスの感染防止のために、出席を控えていただきました。今日初めてお目にかかるかと思えます。私は4月から農業委員会事務局長を拝命いたしました渡邊と申します。よろしくお願いいたします。総会の成立でございますが、委員総数18名中、出席委員18名で、日田市農業委員会会議規則第10条の規定により定足数を満たしておりますので、本日の会議が成立することをご報告いたします。また、会議に入ります前にお断りさせていただきますが、議事進行上発言される場合は挙手をして議長が指名した後に発言されるようお願いいたします。携帯電話をお持ちの方は電源を切ってくださいか、マナーモードにさせていただきますようお願いいたします。それでは、本日の総会を議事日程に従いまして進めさせていただきます。会議規則第8条により会長が会議の議長務め、議事を整理することになっておりますので、会長に議長をお願いいたします。

議 長
(小山一善)

皆さんこんにちは。雨の中を多くの農業委員、農地委員の出席を賜りまことにありがとうございます。先月の役員会の中で、事務局長が申しましたように、4月から6月まで新型コロナウイルスの影響で、農地委員の皆様方には、出席を見合わせていただいたのですけれども、こうしたメンバーでやるのは今日が最後ですから、ぜひ最後ぐらい一緒にやろうじゃないかということで、こうして皆さんにお集まりをいただきました。また一昨日からの想定外の豪雨で、本当に甚大な被害を大分県は受けています。長崎、熊本、鹿児島と同時に受けました。この中にも、被害を受けた方がたくさんおられるのではないかと思います。この場を借りてお見舞い申し上げますとともに、早い復旧をお祈り申し上げたいと思います。それから、今晚あたりもどういふふうになるかわかりませんが、実はこの会場は日田市の災害対策本部ということで、無理にお願いしてこういうふうな席の配列をして定例総会をやっていますが、この後また夕方から、災害対策本部の会場になるということで、席の配列をし直さなければならないということがございますので、この総会のスムーズな進行にご協力のほうよろしくお願いいたします。あいさつに代えさせていただきます。それでは着席して進行したいと思います。

それでは、続きまして、議事録署名委員の指名でございますが、会議規則第17条により議事録署名は議長から指名させていただくということがございますが、ご異議ございませんでしょうか。

(はいの声)

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>はい、ありがとうございました。では今日の議事録署名委員は、4番中島浩司委員、7番左原三枝子委員の二方をお願いします。</p>
	<p>続きまして、議案訂正、事務局いかがでしょうか。</p>
<p>事務局 (棕本富夫)</p>	<p>事務局からでございます。今回議案訂正が1件ございます。議案の第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件の部分ですが、4ページのNo.25でございます。上の欄でございます。そちらの申請人の○さんの職業がカッコ書きで農業となっておりますが、ここは無職が正しいということがわかりましたので、大変恐れ入りますが、訂正のほう、よろしく申し上げます。農業となっているところが無職です。よろしく申し上げます。それで、この方、同じ大石さんですが、議案の第3号の農地法第5条の関係、6ページにNo.35がございますが、下の段でございます。こちらにも同じ○さんがいらっしゃるのですが、こちらは正しく記載されておりますので、どうぞよろしく申し上げます。以上でございます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>議案訂正は、おわかりでしょうか。続きまして議案審議に入ります前に、今日の調査委員長、19番財津満寿光委員に前のほうに来ていただきたいと思えます。</p>
<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>皆さんこんにちは。今月の調査委員の財津です。6月29日に、武内委員、梶委員、それから事務局3名と現地を見てまいりました。どうぞよろしくお願いいたします。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>はい。それでは、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、4件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>議案集1ページ、農地法第3条、今月は4件でございます。まず番号23からまいります。前津江町大野○、地目が畑で61㎡、1筆の申請でございます。こちらの農地につきましては、4月8日の定例総会におきまして、別段面積1a等、空き家バンクを使った場合の下限面積の緩和の特例適用指定している農地でございます。譲渡人が刃連町の○さん、申請地を空き家とともに譲りたいということでございます。そして譲受人が前津江町の○さん、申請地を譲り受けて農地として利用したいということでございます。事情があつて名字が変わられて</p>

おりますが、適用指定を決定したときと同じ方でございます。場所ですが、○から○の横を通過して奥の方の農地と集落があるところの一角になります。航空写真で見ますと、こういった状況の中にございまして、今回の農地がこういった形状の61㎡の畑、隣に空き家があります。空き家については所有権移転を行っております。こちらが現況の状況でちっちゃな畑で果樹等を栽培していきたいということでございます。

続きまして、24番の案件でございます。大字夜明○、畑で405㎡1筆の申請でございます。譲渡人は夜明関町の○さん、離農したので譲りたいということで、譲受人が同じく夜明関町の○さん、譲り受けて規模拡大したいということでございます。場所ですが、○がありまして、○のほうで、ずっと上がって行って、高速を越えたところにある農地でございます。航空写真を見ますと、こういった状況の中にございまして、土地の形はこういった形状、こちらが現況の状況でございます。ちょっとわかりにくいですが梨です。まだ小さな苗木が植わっております、譲受人の○さんは梨屋さんでございまして、梨栽培を行っていくということでございます。

続いて2ページ目をお願いします。番号25です。天瀬町女子畑○、地目が登記地目は田ですが、現況畑で401㎡1筆の申請でございます。譲渡人が天瀬町の女子畑の○さん、96歳ということで高齢のために譲りたいということでございます。譲受人が内河町の○さん、譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所ですが、国道210号を天瀬方面に進みまして、○のちょっと北側で、ここに今、○ができているのですが、その近くの農地でございます。航空写真で見ますとこういった状況の中にございまして、今回の土地の形状はこういった形状をしております。これは現況の状況でございます。以前ちょっと駐車場にですね、違反転用の状況になっていたのですが、今回農地の状況に戻していただいて、申請をいただいたものでございます。伊藤さんはここでトマト等を栽培していきたいということでございます。

続いて26番です。大字大肥○、地目が田で、面積4,078㎡1筆の申請でございます。譲渡人が大鶴町の○さん。高齢のために譲りたいということで、譲受人が同じく大鶴町の○さん、譲り受けて農地として利用したいということでございます。場所は、国道211号を大鶴方面へ進みまして、○、○よりもちょっと南側の圃場整備した田が連なっているところの一角でございます。土地の形がこういった形になってございまして、こちらが現況の状況でございます。この水田は、1枚1ha超の田の一部になってございまして、この1枚全部を○が耕作をしております。ここでちょっと1点気になるのは、○が耕作をしていきます。今後もです。この土地も中間管理事業で○が借りております。譲受人と耕作者が一致しないというちょっと問題があるのですが、農地法に係る処理基準というものがございまして、農地所有適格法人が適正に農地として使っていく場合は、その構成員である個人への所有権移転はできる、という規定がございまして、その規定を使って○さんが取得するということになります。

<p>調査委員 (財津満寿光) 事務局 (兵頭康之)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>農地法3条につきましては、以上4件でございます。現地調査にご同行いただきました財津委員に、ご意見をいただきたく思います。お願いいたします。</p> <p>私たちが見た限り、特に問題はないと思います。</p> <p>ありがとうございます。チェックシートをご説明いたします。手元の資料No.1、チェックシートをご覧くださいと思います。こちらのチェックシートの1ページ目が3条の分となっておりますが、農地法3条につきましては、このチェックシートの項目に該当しないことが許可の条件となりますが、今回の4件の申請は、いずれもこの項目に該当していないということで、現地調査及び書類審査において確認をしております。以上でございます。</p> <p>ありがとうございました。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請の件、4件ございました。ただいま事務局より説明がありましたように、4件、特段問題ないと。また、調査委員3名も現地確認の中で合議の上、4件とも特段問題ないということでございますが、皆さん方の中で何かございましたら、ご発言願いたいと思います。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>なかったら、この件につきまして、別紙チェックシートのとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
--	--

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、許可ということに決定したいと思います。</p>
	<p>続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第2号、農地法第4条について説明いたします。今月は3件でございます。議案集の3ページです。23番の案件になります。大字有田〇、ほか3筆で台帳地目は畑、4筆合わせて6,093㎡の農用地区域内農地でございます。申請人は有田町の〇さん、申請理由が農地造成用地ということで申請が出ております。場所のほうですが、スノ原台地の申請人さんが経営してる〇のすぐ横の農地になります。こちらが航空写真になります。こちらが字図で、ちょっと広いので〇の3筆と残りの1筆がちょっと切れていますが、残りの1筆の分の字図がこちらになります。こちらが航空写真で、4筆の形がこういう形になっております。こちらが申請人さんが経営している〇になります。こちらのほうが現況の写真になりまして、ちょっとわかりにくいんですが、こちらのほうが低くなっておりまして、傾斜があるので、この傾斜をなくして耕作の利便性を上げたいということで申請が出ており、造成後は自家用野菜や牧草を育てたいということで申請が出ております。</p>
	<p>続きまして、24番の案件です。大字上野〇、台帳地目が田の508㎡中の210.56㎡で、こちらは農用地区域内農地になります。申請人が北友田1丁目の〇さんで、申請理由は農業用施設用地でございます。場所のほうですが、上野のバイパス沿いに〇がありますが、その前でちょっと道を挟んだ前の農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。このあたり、道沿いのほうに倉庫を建てたいということで申請が出ております。こちらが現況の写真になりまして、こちらは既に建っているのですが、これは違反転用というわけではなくて、29年の3月の定例総会で、農業用倉庫を建てたいということで届け出を既にしているのですが、もう1つこちらにも、農業用倉庫、乾燥機や農機具を納める倉庫が不足しているということで、追加で建てたいということで、合わせると2aを超えるということで許可が必要ということになり、今回申請したものです。</p> <p>続きまして、議案集の4ページになります。25番の案件です。大字田島〇、台帳地目が田の71㎡で、第3種農地です。申請人が田島町の〇さんで、申請理由が進路用地となっております。場所のほうですが、市役所のほうからずっと行きまして、〇などがある交差点を左に曲がり、ちょっと行ったところの右に入った山沿いになるのですが、こちらが航空写真になります。こちらが字図です。もう道のように字図がなっているのですが、</p>

<p>調査委員 (財津満寿光) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>こちらが現況の写真です。こちらがもう既にこういうふうに進入路というか道路になっているのですが、○さんも相続で引き継いだので、はっきりした原因と言いますか事情がわからないのですが、もともとここが、後で5条で出ますが、○さんの所有の農地で、この奥に山林もありますが、○さん所有の山林もあり、そういうことと、あとですね、ここに立札がありますが、○さんというのがこの奥にあるようですが、その進入路として、地元の方も使われていた道で、昔からこういうふうになっていたということで、まだ許可を得てなかったのが、今回申請したものでございます。</p> <p>4条が以上3件になりまして、現地調査にご同行いただいた財津委員に一言いただきたいと思っております。</p> <p>3件中1件が始末書がありましたけれども、特に問題はないと思われまして。</p> <p>ありがとうございます。それではチェックシートについて説明いたします。資料No.1の2ページと3ページをごらんください。全ての項目に該当しないということが許可の条件となっておりますが、25番については全て該当しないということで確認しております。23番と24番については、同じく資料のNo.1の11ページです。23番のほうについて、不許可の例外一覧というのがあるのですが、23番につきましては、農用地区域内農地の中の③番、一時転用に該当するのと、24番は②番の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当するため、例外的に許可見込があるということになっております。25番の案件は追認になりますので始末書をいただくようになっております。私のほうからは以上です。</p> <p>ありがとうございました。議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請の件、3件でございます。事務局より説明がございましたように、番号25番については転用済ということで追認案件でございますので、始末書徴取のうえ許可相当。残りの23番、24番については、許可相当ということでございますが、何かございましたらご発言願いたいと思っております。</p> <p>ございませんか。</p> <p>(はいの声)</p>
---	---

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、別紙チェックシートのとおり農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか。ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>はい、ありがとうございます。事務局提案どおり、23番、24番、25番については追認案件で始末書徴取のうえ許可相当ということにしたいと思います。</p> <p>続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>私のほうから、議案第3号の農地法5条について説明いたします。今月は5件でございます。</p> <p>議案集の5ページになります。32番の案件です。大字有田〇ほか1筆で、台帳地目が畑の2筆合わせて969㎡の農用地区域内農地です。譲渡人が求町の〇さん。譲受人が有田町の〇さんです。申請理由が農業用施設用地となります。場所のほうですが、先ほど4条で出たところが、〇さんのすぐ横の農地でしたがスノ原の、そちらのすぐ近くになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真で規模拡大ということで、こちらに畜農舎を建てたいということで横に既にありますので、規模拡大ということで、今回申請が出てるものです。</p> <p>続きまして、33番の案件です。大字花月〇、台帳地目が田の122㎡の第2種農地で、譲渡人が福岡県筑紫野市の〇さん、譲受人が田島町の〇さんで、申請理由が植林用地でございます。場所のほうですが、〇があり藤山の三差路の近くの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真です。こちらのほうにクヌギを植えたいということで申請が出ておまして、ここにちょっと道があって挟んでこちら側ですが、画面からいったら左側に譲受人さんのご実家があり、水路とか道がありますので、少し引いてから、際まで植えずにちょっと引いた状態で植えたいということで、申請が出ております。</p> <p>続きまして、議案集の6ページになります。34番の案件です。大字東有田〇で、台帳地目が田の338㎡の第2種農地です。賃貸人が池辺町の〇さんで、賃借人が池辺町の〇さんです。申請理由、賃借人と賃貸人のご関係は親子になりますが、お父さんの土地を借りてこちらに住宅を建てたいということで、申請が出ております。場</p>

所のほうですが、池辺町のここに高速がありまして、あやめ台がありまして、そこからちょっと○のすぐそばになります。こちらが航空写真で、こちら字図です。こちらがご実家があるところで、その横に農地を借りてここに家を建てたいということで申請が出ております。こちらが現況の写真でちょっと写真に写っていませんがこちらがご実家のほうで、こちらに住宅を建てたいということで申請が出ております。

続きまして、35番の案件です。大字田島○で、台帳地目が田の561㎡の第3種農地です。譲渡人が、先ほど4条でも出ましたが田島町の○さんで、譲受人が由布市の○さん、申請理由が介護施設用地でございます。場所のほうですが、先ほどの4条で出ました。○の交差点のところをちょっと行って、右手のほうになる、先ほどの4条のところの横の農地となります。こちらが航空写真です。こちらが字図になりまして、こちらが現況の写真です。こちらのほうにですね、譲受人のほうに介護施設ということで地域密着型の通所介護を開業したいということで申請が出ておまして、長寿福祉課のほうに確認したところ、来年の4月開業予定ということで相談を受けているということでした。先ほどの道は写っていませんが、少し道が狭いということで現地調査の時にお話がありました、建築住宅課に確認しましたら建物を建てることには特に問題はないというふうに回答をいただいております。

続きまして、議案集の7ページで、38番の案件です。大字夜明の○で台帳地目が田の237㎡の第1種農地で、譲渡人が夜明上町の○さん、譲受人が夜明上町の○さんで、申請理由が一般住宅用地です。場所のほうですが、夜明の川沿いで、ここに○が今ちょっと建て替えてありますがありまして、少しその北側になります。こちらが航空写真で、こちらが字図で、ここが農地ですが、建てるのはここだけではなくて、こちらの部分のともとも森山さんの雑種地があり、そこだけでは不足してるのでこちらの農地と一緒にして住宅を建てたいということで申請しております。こちらは航空写真です。赤のところは農地で青いところがもともと○さんが持っている雑種地です。ここが譲受人、○さんの自宅があったところですが、現在河川工事にかかって、ちょっと移転が必要になりましたが、既に家のほうはない状態になっております。こちらが現況の写真で、河川工事がある関係で、こちらは雑種地で、もともと○さんの雑種地でここが農地の部分ですが、河川工事の関係で土木事務所さんが今使ってる状態になってるので、農地ではないようになっていますが、これは違反転用というわけではなくて、公共工事を使っているということで、特に追認案件というわけではないということはもちろん県にも許可を取っておりますので、始末書は必要ないということでした。

以上5件が5条の申請になりますが、ここで、現地調査にご同行いただいた財津委員に一言いただきたいと思っております。お願いします。

<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>33番ですが、住宅地の中にクヌギを植えるという件ですが、ちょっとどうかなのと思ったのですが、現場を見て適正に管理できれば問題ないかなと思っております。そのほかも特に問題はないと思われま</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>ありがとうございます。それではチェックシートの説明をいたします。チェックシートが5条は4ページと5ページとなっております。33番、34番、35番については、全ての項目に該当しないということで確認をしております。32番と36番については、11ページ、先ほどと同じ農用地区域内農地第1種農地の不許可の例外一覧の中の、32番につきましては、農用地区域内農地にはなりますが、②番の農用地利用計画において指定された用途に供する場合に該当し、第36番のほうは第1種農地になりますが、⑦番の隣接地と一体的に同一の事業目的に供する場合、全体面積3分の1が上限に該当するため、例外的に許可見込があるということになっております。私のほうは以上です。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件でございます。事務局より説明がございましたとおり、特段問題はなからうと。ただ、現地調査に行きました調査委員3名の合議では、33番がちょっとこのような場所にクヌギを植えるのはいかがなものかということで協議した結果、致し方ないだろうということでございますが、何かございましたら、ご発言を願いたいと思います。</p> <p>はい、栗秋委員。</p>
<p>3番 (栗秋喜一)</p>	<p>3番の栗秋です。33番を皆さんちょっと逆じゃなからうかというような気もしますが、なんで下井手の水利組合の同意書が出て来るのかなと、ちょっと不思議にいぶかったんですけど。</p>
<p>議長 (小山一善)</p>	<p>そうですね、確かに場所が違いますね。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>藤山町の方で、「しもいで」でいいんですかね読みは。下井手水利組合長ということで、同意をいただいているのですけれど、組合長のご住所が藤山町の○なので。私もこちらの水利組合がそういう名前なのかなと思って、特に不思議に思わなかったのですが。</p>

<p>議 長 (小山一善) 農地委員 (木薮一敏)</p>	<p>場所は花月ですからね。はい、木薮委員。</p> <p>下井手町の水利組合ではなくて、下井手町は日田市中心土地改良区になります。下井手水利組合というのはないと思います。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>そうですね。栗秋委員、確かに日田市土地改良区に入っていれば、下井手じゃなくて、日田市土地改良区からの同意書だと思うのですが、別にこれはあるのではないかとということですが。</p>
<p>事務局 (田中さおり) 議 長 (小山一善)</p>	<p>1回確認をして、報告したいと思います。</p> <p>はい、事務局が確認するそうですから。そのほか何かございませんでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>なかったら、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請の件、5件、別紙チェックシートとおおり農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご承認いただけますでしょうか、ご賛同いただける方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。全員賛成ということで、議案第3号、農地法第5条の許可申請の件、全て許可相当ということになりました。これで調査委員長の役割は終わりました。一言あいさつをしてください。</p>
<p>調査委員 (財津満寿光)</p>	<p>今日で1期3年が終わりますけれども、私個人的には1期目で、あまり何もできなかったということもありますけれども、また次回、次期も出ますので、さらに頑張ってまいりたいと思います。よろしくをお願いします。</p>

<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>続きまして、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく日田市農用地利用集積計画の農業委員会の決定の件、新規9件、再設定11件、所有権移転1件、中間管理事業3件、解約5件でございます。 それぞれのエリアをごらんになって、何かございましたらご発言願いたいと思います。</p>
<p>事務局 (兵頭康之)</p>	<p>はい議長。補足で、今月は1件、所有権移転が入っておりますので補足説明させていただきます。所有権移転の分が、議案で18ページになります。18ページの183番の案件です。天瀬塚田の3筆、5反5畝を○さんが公益社団法人大分県農業農村振興公社に所有権移転で農地売買等事業という公社の事業を使っています。こういった案件、年に1回くらい出てくるのですが、資料をつけておまして、資料No.1、チェックシートの綴りの一番最後の裏表紙と言いますか、1番後ろにつけておきます。事業の概要ですが、農業経営基盤強化促進法の定めにより、規模縮小農家から農地中間管理機構、大分県では公益社団法人大分県農業農村振興公社になっておりますが、公社が農地を買い入れ、一定期間の保有の後に、規模拡大の農家に売り渡すというものでございます。買い手のほうについては、来月もしくは再来月の案件で、若手の担い手が買い受けするという事で案件が上がってまいります。この事業活用によるメリット、要件等については下にまとめておりますので、またご一読いただきたいと思います。以上でございます。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。議案第4号につきましては、ご覧いただいたとおりでございますが、何かございませんか。良かったら受理したいと思いますですが、よろしいですか。</p> <p>(はいの声)</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>それでは、議案第4号につきましては、受理ということに決定したいと思います。</p> <p>続きまして、議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更の件につきまして、5件でございます。除外4件、編入1件でございます。事務局より説明をお願いします。</p>

事務局
(田中さおり)

議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更についてなど、私のほうから説明いたします。

こちらは、日田市長、農業振興課が担当ですが、そちらのほうから計画の変更について農業委員会に意見を求めているものでありまして、6月17日に会長、局長と担当の私田中のほうで現地調査に行きまして、調査をいたしました。今回、5件ございます。

議案集の24ページの1番の案件になります。中津江村栃野〇で台帳地目が田の2,416㎡で、申請人が玉川3丁目の〇さんで申請理由が植林したいということで出ております。場所のほうですが、日田のほうからずっと行きまして、天瀬阿蘇線を行きまして、津江中学校の手前ですね、ちょっと西のほうにずっと山のほうに行ったところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真ですが、見てわかりますとおり周りがもう山林になっているようなところでありまして、この方は、もう玉川に住んでいらっしゃるのですので植林をして今後は管理していきたいということで申請が出ております。

続きまして、2番の案件です。大字小野〇で台帳地目が田の233㎡です。申請人が鈴連町の〇さんで、申請内容が事務所及び駐車場用地として利用したいということでございます。場所のほうですが、宝珠山日田線をずっと行きますけれど、ずっと行ったら小野小学校などがあるのですがその手前です。ちょうどこの辺が29年の時に被害を受けて、土砂が崩れたところになります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが現況の写真で、ちょうどこちら側の山が崩れてここが被害を受けていますので、ちょっと現況は農地じゃないと言いますか整地されている状態ではありますが、こちらをですね、この申請人の方の事務所なども被害を受けていますので、こちらのように事務所ということで利用したいということで申請が出ております。

続きまして、3番の案件です、天瀬町湯山〇で台帳地目が田の1,121㎡で、申請人が天瀬町湯山の〇さんで、変更理由が太陽光発電施設農地として利用したいということで申請が出ております。場所のほうですが、天瀬振興局の先、川を渡ってずっと北に行き、〇というのがあるんですけども、そちらからちょっと左に曲がったところの農地になります。こちらが航空写真で、こちらが字図になります。このあたりも太陽光に既になって転用が出てなっているようなところになります。こちらが現況の写真で、こちらの方です。除外して太陽光発電をしたいということで申請が出ております。

続きまして、4番の案件です。同じく天瀬町湯山〇で、台帳地目が畑の1,787㎡で、申請人が天瀬町湯山の〇さんです。こちら、太陽光として利用したいということで、場所のほうですが、先ほどの〇がありましたが、先ほどは左手だったのですが、こちらは右手のちょっと右手に曲がってちょっと奥のほうの農地になります。こちらが航空写真です。こちらが字図になります。こちらが申請人の方の自宅で、自宅のすぐ裏手ということにな

	<p>ります。こちらが真ん中、中心部から見て左手のほうの現況の写真になりまして、こちらが右手のほうの現況の写真になります。こちらで太陽光発電施設用地として利用したいということで申請が出ております。</p> <p>続きまして、5番です。東有田〇ほか5筆、6筆合わせて5,944㎡になります。申請人が大字東有田の〇さんで、ほか4名の方で申請がありまして、変更理由は農地の基盤整備を実施するためということで申請が出ております。場所のほうは、〇もあるのですが、〇のすぐ裏手の農地になります。こちらは航空写真でこちらが字図です。6筆がこのような形になっております。こちらが航空写真を拡大したもので、こういう形で、ここが東有田振興センターになります。こちらが現況の写真で手前の〇は耕作していますが、奥はちょっと荒れている状態で、基盤整備を実施するためということで、こちらを編入したいということで申請が出ております。</p> <p>私のほうからは以上ですが、地元の推進委員さんのほうから一言いただきたいと思います。1番の高木委員はご欠席になりますが、2番が諫山委員で、3番と4番が河津正徳委員で、5番が八島委員になりますので、よろしく申し上げます。</p>
<p>農地委員 (諫山文彦)</p>	<p>農地委員の諫山です。小野地区の件ですが、転用には特別問題はないと思われます。よろしく申し上げます。</p>
<p>農地委員 (河津正徳) 農地委員 (八島栄二)</p>	<p>中川地区の河津です。3番、4番については別に問題はないと思います。</p> <p>東有田の八島です。基盤整備ということで、この申請している5件の田んぼしかありませんので、持ち主が、ほかに迷惑をかけるような、隣接している田んぼなんかありませんので、よろしいかと思ひます。</p>
<p>事務局 (田中さおり)</p>	<p>1番の高木委員のところにつきましては、一応文書で何かあればご連絡くださいということで、文書を送っておりましたので、何も連絡がないということは多分支障がないかと思われます。私のほうからは以上です。</p>
<p>議 長 (小山一善)</p>	<p>ありがとうございました。議案第5号、日田市農業振興地域整備計画の変更について、5件のうち、除外4件、編入1件でございます。地元の農地委員の皆さん方から意見を聞きましたが、別に問題はないということでございます。今度の17日に日田市農業振興地域整備促進協議会が開催されますが、その中で、今の皆さん方の意見を尊重し、その実現に向けて反映させたいと思ひますので、よろしく申し上げます。</p>

事務局
(太郎良悠希)

続きまして、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行について2件でございます。事務局より説明をお願いします。

議案25ページ、議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行についてです。今月は2件、申請がありました。

番号13、大字堂尾〇で、地目は台帳が田、現況が原野、面積が合計で389㎡です。申請人は緑町1丁目の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備が著しく困難な土地に該当するものです。また、こちらは平成29年3月1日に同じ内容で非農地証明書を発行しておりますが、紛失されたとのことで再度申請するものです。場所については、近くには、〇や、〇などがあり、赤く丸をしているところです。航空写真はこのようになっております。字図はこのようになっておまして、画面の左側ですね、福岡県になっておりますので県境に位置しております。現況の写真はこのようになっておまして、一部杉の苗木と言いますか、それが見えておりますが、こちらは先ほどご説明いたしました、過去に非農地証明書を出した後に植林をしたものであるということです。また状況から見て荒れておりますので、問題ないかと思えます。

続きまして、番号14、大字花月〇ほか5筆で、いずれも地目は台帳が田、現況が原野で、合計面積が2,200㎡です。申請人は日田市伏木町の〇さんです。申請理由は現況に合わせて地目を整理するため、発行基準4、森林の様相を呈しているなど農地に復元するための物理的な条件整備は著しく困難な土地に該当するものです。場所については、〇よりさらに奥のほうに進んで行った山手の土地になります。その場所の航空写真はこのようになっておまして、赤く印をつけているところ、このように連なっている6筆です。字図はこのようになっております。現況はこのようになっております。違う場所から撮った写真ですが、いずれにしてもかなり荒れているような状況です。そのうち一筆、いちばん住宅地に近い〇については、このようになっておまして、一部に砂利などが置かれております。こちらについて確認しましたところ、平成29年の水害の際にこの右側の、川のところに砂利などがどんどん溜まっていった、このさらに下流のところに申請者の方が使っている農地がございます。そこに影響が出ると悪いので砂利を上げていたということでした。これについては転用かなと思おまして確認をしましたところ、耕作者が自分の耕作するほかの農地を保全するためなどであれば、こういった対応をしてもよい、許可は要らないというふうになっておりましたので、非農地証明で問題ないかと思っております。

<p>農地委員 (中島幸一郎)</p> <p>事務局 (太郎良悠希)</p> <p>議 長 (小山一善)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>この2件につきまして、各地区担当の推進委員さんからご意見をいただきたいと思います。まず、番号13の件については、江田委員がご担当ですが、本日欠席されております。証明発行については問題ないとのことで承っております。番号14の件について、中島幸一郎委員、お願いいたします。</p> <p>当日、雨が大変降っておりまして、太郎良さんと一緒に見てまいりましたが、藪ですね、笹がたくさんあって段々畑であってですね、かなりもう復元するにはもうちょっと厳しいと。横には谷があるのですが、もうこの谷の水もですね、ほとんどもう、今は流れてるんですけど、ないような状態ですから、やはりこれで農地とするのは難しいということで問題ないというふうに思います。</p> <p>ありがとうございました。私からは以上です。</p> <p>はい。ありがとうございました。議案第6号、現況証明書、非農地証明書の発行について2件でございます。この2件につきまして、地元の農地委員の皆さん方は、ぜひ非農地証明書を発行していただきたいということでございますが、発行してよろしいでしょうか。</p> <p>(はいの声)</p> <p>ありがとうございました。それでは、この2件について、非農地証明書を発行したいと思います。</p> <p>報告第1号 農地所有適格法人要件該当確認の件</p> <p>報告第2号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく日田市農用地利用配分計画（案）について</p> <p>報告第3号 農地中間管理事業による賃貸借契約の合意解約について</p>
--	---

<p>議 長 (小山一善) 事務局 (田中さおり)</p> <p>議 長 (小山一善)</p>	<p>報告第4号 農地法施行規則第53条第1項第14号該当による届出の件</p> <p>議案第3号で先ほど質問がありました件について、事務局が確認した結果について報告したということです。</p> <p>先ほどのお尋ねの件ですけれども、名前の由来等はわかりませんが、花月のほうに下井手水利組合というものがあるようなので、そちらの地元の方からちゃんと同意書をいただきましたということですので報告いたします。</p> <p>説明のとおりでございます。これをもって審議事項は全て終わりました。</p> <p>続きまして、7、その他でございます。</p> <p>(1) 「令和元年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価」 「令和2年度の目標及びその達成に向けた活動計画」</p> <p>(2) 5月戸別訪問集計について</p> <p>(3) 7月現地調査 日 時 7月29日(水) 午前9時 ※調査委員のみ</p>
---	---

(4) 7月定例総会
日 時 8月7日(金) 午後1時30分 会 場: 7階 大会議室

(5) 行事日程
7月16日(木) 常設審議委員会(大分市)(会長)
7月17日(金) 農業振興地域整備促進協議会(会長・中山委員)

(6) その他
・「6月分 農業委員会活動記録簿」の提出日

これで、本日のすべての日程を終わります。お疲れ様でした。

以上のとおり会議の顛末を記し、その相違のないことを証するためここに署名捺印する。

令和2年7月17日

議 長 会 長

署 名 委 員 4 番

署 名 委 員 7 番